

監査公表第670号

地方自治法第199条第1項, 第5項及び第7項の規定による監査を実施し, 同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を決定しましたので, 次のとおり公表します。

平成24年4月26日

京都市監査委員 繁 隆 夫
同 津 田 早 苗
同 不 室 嘉 和
同 海 沼 芳 晴

平成23年度財政援助団体等監査公表

監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（出資団体監査, 財政援助団体監査, 公の施設の
指定管理者監査及び随時監査）

監査の対象年度 平成22年度（必要に応じて他の期間も対象とした。）

監査の実施期間 平成23年10月から平成24年4月まで

監 査 の 方 法 関係帳簿, 証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い,
必要なものについて実地調査を実施した。

監査の対象とした団体

団 体 名	区 分
1 財団法人京都市環境事業協会	(出資) (財援) (指定)
2 京都市ごみ減量推進会議	(財援) (随時)
3 財団法人世界人権問題研究センター (現 公益財団法人世界人権問題研究センター)	(出資) (財援)
4 伏見区体育振興会連合会	(財援) (随時)
5 京都国際観光客誘致推進協議会	(財援) (随時)
6 財団法人京都市森林文化協会	(出資) (財援) (指定)
7 公益財団法人京都市障害者スポーツ協会	(出資) (財援) (指定)
8 社会福祉法人京都光彩の会	(指定) (随時)

団 体 名	区 分
9 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会	(指定) (随時)
10 財団法人京都こども文化会館	(出資) (財援)
11 京都市学童保育所管理委員会	(指定) (随時)
12 社会福祉法人京都福祉サービス協会	(出資) (財援) (指定)
13 社団法人京都市老人クラブ連合会	(財援) (指定) (随時)
(現 一般社団法人京都市老人クラブ連合会)	
14 財団法人京都市景観・まちづくりセンター	(出資) (財援) (指定)
(現 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター)	
15 財団法人京都市防災協会	(出資) (指定)

注 区分欄の表記は、(出資)は出資団体監査を、(財援)は財政援助団体監査を、(指定)は公の施設の指定管理者監査を、(随時)は随時監査をそれぞれ実施したことを示す。

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中に用いる比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。
- 3 表中に用いる金額は、1,000 円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「-」は該当数値がないものを示す。

1 財団法人京都市環境事業協会

(1) 団体の概要(平成 23 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 花嶋詳宜	設立年月日	平成 13 年 2 月 14 日
事務所所在地	京都市南区西九条森本町 83 番地		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	循環型社会の実現のため、市民・事業者において環境に配慮した自主的な行動が実践されるよう、環境意識の普及啓発を図るとともに、廃棄物の減量化及び再資源化の実践面での支援を行い、併せて、廃棄物の収集、運搬、処理、処分等の業務を行うことにより、京都市の廃棄物処理行政の円滑かつ効率的な推進を支援し、市民生活の快適な環境を確保することを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人京都市環境事業協会（以下「事業協会」という。）の基本財産は 5,236 万円であり、5,000 万円(95.5 パーセント)を本市が出えんしている。

本市の所管は、環境政策局環境企画部環境総務課である。

イ 事業の状況

- (ア) 環境意識の普及、啓発に関する事業
- (イ) 京都市環境保全活動センター（以下「環境保全活動センター」という。）の管理運営に関する事業
- (ウ) 不法投棄の監視巡回パトロールや市民・事業者による美化活動の支援等「まちの美化」に関する事業
- (エ) 京都市から受託する廃棄物の収集、運搬、処理、処分及び再資源化に関する事業
- (オ) 京都市の環境関連施設の運営管理に関する事業
- (カ) その他環境整備の促進に関する事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	212,327	289,119	△ 76,792
未収金	6,365	9,000	△ 2,634
流動資産合計	218,692	298,119	△ 79,427
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	50,058	50,058	-
基本財産預金	2,304	2,304	-
基本財産合計	52,363	52,363	-
(2) その他固定資産			
車両運搬具	1,978	1,978	-
什器備品	10,789	9,870	919
減価償却累計額	△ 9,421	△ 7,689	△ 1,731
ソフトウェア	151	380	△ 229
その他固定資産合計	3,498	4,540	△ 1,042
固定資産合計	55,861	56,903	△ 1,042
資産合計	274,553	355,023	△ 80,469
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	165,730	250,939	△ 85,208
預り金	511	264	247
流動負債合計	166,241	251,203	△ 84,961
負債合計	166,241	251,203	△ 84,961
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	52,363	52,363	-
(うち基本財産への充当額)	(52,363)	(52,363)	-
2. 一般正味財産	55,949	51,457	4,491
(うち基本財産への充当額)	-	-	-
正味財産合計	108,312	103,820	4,491
負債及び正味財産合計	274,553	355,023	△ 80,469

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	555	558	△ 2
事業収益	780,058	868,090	△ 88,032
受取補助金	43,956	129,030	△ 85,074
受取寄付金	-	346	△ 346
雑収益	255	146	109
経常収益計	824,825	998,172	△ 173,346
(2) 経常費用			
事業費	762,521	854,486	△ 91,965
管理費	57,812	124,446	△ 66,634
経常費用計	820,333	978,933	△ 158,600
当期経常増減額	4,491	19,238	△ 14,746
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
経常外費用計	-	1,168	△ 1,168
当期経常外増減額	-	△ 1,168	1,168
当期一般正味財産増減額	4,491	18,069	△ 13,578
一般正味財産期首残高	51,457	33,387	18,069
一般正味財産期末残高	55,949	51,457	4,491
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	52,363	52,363	-
指定正味財産期末残高	52,363	52,363	-
III 正味財産期末残高	108,312	103,820	4,491

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 支出事務

物品等の調達に係る見積書、納品書及び請求書について、日付が未記入のまま受領しているものがあつた。

適正に書類を徴するよう、事業協会に対して指導し、改められたい。

(b) 資金前渡の精算

財団法人京都市環境事業協会経理規則によると、資金前渡を受けた者は支払完了後精算を行わなければならないとされているが、精算書を作成していないなど前渡金の精算が適正に行われていないものがあつた。

精算を適正に行うよう、事業協会に対して指導し、改められたい。

(c) 資金前渡出納簿の記帳

前渡金を資金前渡出納簿に記入していないなど資金前渡出納簿の記帳が適正に行われていないものがあつた。

資金前渡出納簿の記帳を適正に行うよう、事業協会に対して指導し、改められたい。

(d) 小口現金の運用

財団法人京都市環境事業協会小口現金取扱要綱によると、小口現金は月ごとに小口現金受払報告書に証拠書類を添付し精算しなければならないとされているが、前年度の支払を示す領収書が添付され、会計年度を越えて処理されているものがあつた。

速やかに精算を行うよう、事業協会に対して指導し、改められたい。

(e) 備品の管理

物品使用貸借契約書において、事業協会への貸与物品とされている物品のうち、現物を特定できないものがあつた。

適正に貸与物品を管理するよう、事業協会に対して指導し、改められたい。

(f) 委託業務の履行

クリーンセンター等管理業務委託における職員送迎業務について、委託仕様書と異なる内容で実施されているものがあつた。

仕様書に沿った履行を行うよう、事業協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 委託業務の履行確認

クリーンセンター等管理業務委託における職員送迎業務について、委託仕様書と異なる内容で実施されているものがあつた。

履行の確認に当たっては、その内容を十分確認するとともに、必要な場合は契約を変更する等、契約内容と履行业務とを整合させるよう改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
財団法人京都市環境事業協会運営費補助金	39,055	京都市の廃棄物処理行政の円滑かつ効率的な推進の支援、快適な市民生活の確保	事業協会の事業に要する経費で市長が必要と認めるもの	予算の範囲内で、市長が必要かつ適当と認めた額	環境政策局 環境企画部 環境総務課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 財団法人京都市環境事業協会運営費補助金

a 事業の状況

事業協会の管理運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	39,055	人件費	576,341
その他補助金	4,901	その他	75,948
団体負担分	613,789	小 計	652,290
前年度繰越金	11,479	翌年度繰越金	16,936
合 計	669,226	合 計	669,226

注 この表は、事業協会の一般会計の収支状況を表している。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

事業協会は、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの4年間、環境保全活動センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市環境保全活動センター (愛称「京エコロジーセンター」)	京都市伏見区 深草池ノ内町 13番地	施設の管理運営	環境政策局 地球温暖化対策室

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 環境保全活動センターの維持管理に係る業務
- b 環境保全活動センターの事業に係る業務
 - (a) 環境の保全に関する活動のための施設の提供
 - (b) 環境の保全に関する資料及び装置の展示
 - (c) 環境の保全に関する情報の収集及び提供
- c その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：人，件)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
入館者・個人	45,912	51,992	53,359	63,279	52,722
入館者・団体見学	7,050	7,584	8,850	5,911	6,714
エコ学習	10,964	11,236	10,817	5,598	4,013
会議室等利用	5,454	7,167	6,707	5,280	5,432
(件 数)	(515)	(589)	(581)	(457)	(459)
入館者数計	69,380	77,979	79,733	80,068	68,881
館外事業	9,927	16,263	13,428	25,179	15,720
合 計	79,307	94,242	93,161	105,247	84,601

入館者数は、近年増加してきたが、平成 22 年度は前年度と比べ 1 万 1,187 人 (14.0 パーセント) の減少となり、館外事業との合計においても、2 万 646 人 (19.6 パーセント) の減少となった。

(ウ) 収支の状況

平成 22 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	160,100	管理費	85,495
自主事業収入	465	事業費	45,143
雑収入	24	建物管理費	29,218
		その他	919
合 計	160,590	合 計	160,776

収支差額 △185 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 収納金出納簿の確認

京都市会計規則 (以下「市会計規則」という。)に基づき、収納金の出納状

況を明らかにするため収納金出納簿を作成しているが、出納員でない者がその確認を行っていた。

出納員が収納金出納簿を確認するよう、事業協会に対して指導し、改められたい。

(b) 領収調書の取扱い

領収調書については、市会計規則等に従って取り扱わなければならないが、金額を書き誤ったものを無効扱いとせず、金額を訂正し領収書を発行するなど適正な取扱いが行われていないものがあつた。

市会計規則等に従い適正な取扱いを行うよう、事業協会に対して指導し、改められたい。

2 京都市ごみ減量推進会議

(1) 団体の概要（平成 23 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	会長 高月 紘	設立年月日	平成 8 年 11 月 27 日
事務所所在地	京都市伏見区深草池ノ内町 13 番地 京エコロジーセンター活動支援室内		
目 的 (団体の規約に基づく。)	<p>市民、市民団体、事業者、事業者団体、ごみ問題の専門家、京都市などが対等の立場で参画し、お互いの立場を理解しながら、自発性とパートナーシップを基本として、ごみ減量に関する意識の高揚化を図るとともに、地域でのごみ減量に関する自主的な取組を促進することにより、京都市のごみを減らし、環境を大切にしまちと暮らしの実現に寄与することを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>ア ごみ減量に関する全市的キャンペーンの実施 イ 地域ごみ減量推進会議の設立及び活動の支援 ウ 地域でのごみ減量に関する取組の推進 エ ごみ減量に関する調査・研究、情報の収集及び提供 オ その他目的を達成するために必要な事業</p>		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所 管 課
京都市ごみ減量 推進会議補助金	34,522	京都市のごみ減量の取組を推進し、循環型社会の構築を図るため	ごみ減量活動の事業のうち必要と認めるもの	事業に要する費用を対象に、予算の範囲内において交付	環境政策局 循環型社会推進部 循環企画課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

a 普及啓発活動

会報誌の発行、ホームページの運用、ごみ減量啓発イベント、市民公募型パートナーシップ事業、3R活動普及・推進事業等を実施した。

b ごみ減量事業化活動

再生紙推進事業（めぐレット関連）、市役所前広場でのフリーマーケット等を実施した。

c 地域活動

地域ごみ減量推進会議への活動助成，行政区単位でのごみ減量活動支援等を実施した。

d 2R型エコタウン構築事業

リペア・リメイク情報発信事業，エコ商店街事業，容器包装削減事業，リユースびんの利用促進等を実施した。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	34,522	会議費	539
会費収入	753	一般事務費	3,428
受取利息	1	光熱水費	180
繰越金	3,138	人件費	7,880
その他収入	1,383	普及啓発活動費	8,941
寄付収入	1,394	ごみ減量事業化活動費	2,961
		地域活動費	7,218
		2R型エコタウン構築事業費	9,525
		その他啓発活動費	519
合 計	41,193	合 計	41,193

注 この表は，京都市ごみ減量推進会議一般会計の収支状況を表している。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが，次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 実績報告書の受領

京都市ごみ減量推進会議補助金交付要綱によると，補助事業が完了したときは，実績報告書として事業実績書及び収支決算書等を提出するものとされているが，収支決算書が京都市ごみ減量推進会議（以下「推進会議」という。）の一般会計全体のものであり，補助事業についての収支を確認することができなかった。

実績報告書については、同交付要綱に基づき補助事業についての収支決算書を受領されたい。

(b) 補助金の交付額の決定

京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）によると、補助事業等の実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、京都市ごみ減量推進会議補助金について、実績報告書の確認後、交付額の決定及び推進会議への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
秘密書類リサイクル事業	504	環境政策局 循環型社会推進部 循環企画課
秘密書類リサイクル事業	5	環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

3 財団法人世界人権問題研究センター（現 公益財団法人世界人権問題研究センター）

(1) 団体の概要(平成 23 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 上田正昭	設立年月日	平成 6 年 11 月 22 日
事務所所在地	京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地の 1		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	平安建都 1200 年を記念して、京都の歴史と伝統、特に学術を始めとする文化の蓄積を基礎に、人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査・研究を行い、この問題に関しての広範な学問分野での交流や国内、国外の研究機関及び研究者との連携、交流を推進し、もって国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人世界人権問題研究センター(以下「研究センター」という。)の基本財産は 14 億 2,049 万円であり、6 億 3,000 万円(44.4 パーセント)を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局市民生活部人権文化推進課である。

イ 事業の状況

- (ア) 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進
- (イ) 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供
- (ウ) 人権問題に関する研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等
- (エ) その他本法人の目的を達するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(7) 貸借対照表

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	16,500	12,546	3,953
未収金	160	1,065	△ 905
流動資産合計	16,660	13,611	3,048
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,419,798	1,399,782	20,016
預金	699	653	46
基本財産合計	1,420,498	1,400,435	20,062
(2) その他固定資産			
敷金	6,000	9,000	△ 3,000
運営基盤積立預金	31,321	31,321	-
その他固定資産合計	37,321	40,321	△ 3,000
固定資産合計	1,457,819	1,440,756	17,062
資産合計	1,474,479	1,454,368	20,111
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,543	2,242	1,300
預り金	298	357	△ 58
流動負債合計	3,842	2,600	1,242
負債合計	3,842	2,600	1,242
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	1,420,498	-	1,420,498
(うち基本財産への充当額)	(1,420,498)	-	(1,420,498)
2. 一般正味財産	50,138	1,451,767	△ 1,401,628
(うち基本財産への充当額)	-	(1,400,435)	(△1,400,435)
(うち運営基盤積立預金への充当額)	(31,321)	(31,321)	-
正味財産合計	1,470,637	1,451,767	18,869
負債及び正味財産合計	1,474,479	1,454,368	20,111

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産収益	0	20,000	△ 20,000
基本財産運用収益	22,402	22,470	△ 67
運営基盤運用収益	50	75	△ 24
受取補助金等	85,333	79,458	5,874
事業収益	1,690	1,836	△ 146
雑収益	299	128	170
経常収益計	109,775	123,968	△ 14,192
(2) 経常費用			
事業費	84,795	68,803	15,992
管理費	26,173	35,097	△ 8,924
経常費用計	110,969	103,900	7,068
当期経常増減額	△ 1,193	20,067	△ 21,261
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△ 1,193	20,067	△ 21,261
一般正味財産期首残高	51,332	1,431,700	△ 1,380,367
一般正味財産期末残高	50,138	1,451,767	△ 1,401,628
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	20,062	-	20,062
指定正味財産期首残高	1,400,435	-	1,400,435
指定正味財産期末残高	1,420,498	-	1,420,498
III 正味財産期末残高	1,470,637	1,451,767	18,869

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 決算書類の数値

預金利息や書籍売上げの一部が収益に計上されず、収支を正しく表した収支計算書を作成していなかった。また、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の記載を誤っていた。

公益法人会計基準に沿って、適正な財務諸表を作成するよう、研究センターに対して指導し、改められたい。

(b) 現金及び預貯金の残高確認

財団法人世界人権問題研究センター会計規程（以下「研究センター会計規程」という。）によると、月に1回、預貯金残高を帳簿残高と照合しなければならないが、これを行っていなかった。また、毎日行わなければならない現金残高と現金元帳との照合を行っておらず、年度末における資産及び負債の額を正しく計上していなかった。

研究センター会計規程に基づき適正に事務を行い、預貯金及び現金の残高を正確に管理するよう、研究センターに対して指導し、改められたい。

(c) 基本財産の預金利息

普通預金に預け入れた基本財産の利息について、基本財産運用利息収入とすべきところ、雑収入として計上していた。また、流動資産となるこの利息を基本財産と同一の口座で管理していた。

公益法人会計基準等に沿って適正な処理を行うよう、研究センターに対して指導し、改められたい。

(d) 手許現金の取扱い

研究センター会計規程によると、収納した金銭を日々銀行に預け入れなければならないが、現金で収受した受講料等を支出に充てていた。

研究センター会計規程に基づき適正な処理を行うよう、研究センターに対

して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
財団法人世界人権問題研究センター補助金	37,843	人権問題に関する調査、研究及び国際的な学术交流を推進し、もって本市の人権問題に係る学術・研究の振興に寄与するため	研究センターが行う人権問題に関する調査、研究及び国際的な学术交流の推進等	予算の範囲内で市長が適当と認めた額	文化市民局 市民生活部 人権文化推進課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 財団法人世界人権問題研究センター補助金

a 事業の状況

- (a) 調査・研究事業について、研究5部門において共同研究及び個人研究を行った。
- (b) 研究センターの研究成果を広く還元する趣旨から、「人権大学講座」や「講座・人権ゆかりの地をたずねて」などの各種講座を開催したほか、高校生を対象とした人権学習出前講座を実施した。
- (c) 研究センターの活動状況を広報し、人権問題への関心や理解を深めるため、研究紀要や年報、機関紙（小冊子「グローブ」）の刊行などを行った。
- (d) 平成22年10月に独立した建物へ移転した。また、これを記念してシンポジウムを開催した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	37,843	事業活動支出	99,527
京都府補助金	31,100	投資活動支出	156,000
基本財産収入	20,000	小 計	255,527
団体負担分	168,391	翌年度繰越金	12,817
前年度繰越金	11,011		
合 計	268,345	合 計	268,345

注 この表は、研究センターの一般会計の収支状況を表している。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付額の決定

補助金条例によると、補助事業等の実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、財団法人世界人権問題研究センター補助金について、実績報告書を課内で供覧するだけで、交付額の決定及び研究センターへの通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

4 伏見区体育振興会連合会

(1) 団体の概要(平成 23 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 中村紀彦	設立年月日	昭和 28 年 4 月 1 日
事務所所在地	伏見区役所内		
目 的 (団体の会則に 基づく。)	伏見区内の地域体育振興会相互の連携を密にし、区民の体育の向上によって区民の健康保持を図り、明朗な市民生活を樹立することを目的とし、次の各号に掲げる活動を行う。 ア 各種体育競技会の開催 イ 区民レクリエーションの実施 ウ 各種体育の指導 エ 研修会の開催 オ その他本会の目的達成に必要な事業の実施		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所 管 課
京都市体育振興会補助金	1,805	地域スポーツの普及・振興に関する事業を推進し、もって地域住民の健康増進、体力の維持向上に寄与するため	京都市体育振興会連合会及び各区体育振興会連合会が主催する各種スポーツ・レクリエーション事業等	予算の範囲内で市長が必要と認めると認める額	文化市民局 市民スポーツ振興室 スポーツ振興課 (現 市民スポーツ振興室)

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

- a 伏見区民を対象としたハイキング、ソフトボール大会、バレーボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、卓球大会及びボウリング大会を実施した。
- b 市民スポーツフェスティバルなど京都市体育振興会連合会の事業に参画した。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	1,805	事務費	554
分担金	578	大会・事業費	1,744
助成金	55	補助金	285
事業収入	480	委託料	2,914
委託料	2,994	その他	411
雑収入	55	小 計	5,909
前年度繰越金	976	次年度繰越金	1,034
合 計	6,943	合 計	6,943

注 この表は、伏見区体育振興会連合会一般会計の収支状況を表している。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 収入の決定

伏見区体育振興会連合会会計規則（以下「伏見体振会計規則」という。）によると、すべての収入について、収入決定を行わなければならないとされているが、これを行っていないものがあつた。

伏見体振会計規則に従い、収入決定を行うよう、伏見区体育振興会連合会（以下「伏見体振」という。）に対して指導し、改められたい。

(b) 支出事務及び現金管理

事業に要する経費について、必要のつど支出決定することなく経費全額の資金前渡を受け、事業完了までの間、長期に現金として管理していた。

事業に要する経費は、必要のつど支出決定を行い、管理する現金を必要最小限度に留めるよう、伏見体振に対して指導し、改められたい。

(c) 郵便切手の管理

伏見体振会計規則等によると、郵便切手の取扱いは本市に準じるとされているが、平成22年度の使用実績を超える郵便切手を保有し、更に年度末に郵便切手を購入していた。

郵便切手については、現金と同様に厳格な管理が必要であり、事業の実情に応じた適正量を保有するよう、伏見体振に対して指導し、改められたい。

(d) 専決権限の行使

伏見体振会計規則によると、1件100万円を超える額の収入は出納役の専決事項とされているが、これを副出納役が専決していた。

事案ごとに専決者を確認し、専決権限を有する者が決定するよう、伏見体振に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 実績報告書の受領

補助金条例等によると、補助事業が完了したときは実績報告書に事業報告書及び収支決算書を添えて提出するものとされているが、伏見体振の一般会計全体の事業報告書及び収支決算書を受領しており、補助対象事業の実績及びその正確な収支が確認できなかった。

補助事業が適正に執行されたことを確認できる実績報告書を受領されたい。

(b) 補助金の交付額の決定

補助金条例によると、補助事業等の実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、京都市体育振興会補助金について、実績報告書を課内で供覧するだけで、交付額の決定及び伏見体振への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
地域スポーツ振興事業運営	2,894	文化市民局 市民スポーツ振興室 スポーツ振興課 (現 市民スポーツ振興室)

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 委託契約の履行確認

委託契約書によると、事業終了後速やかに事業報告書を提出しなければならないとされているが、業務が適正に履行されたことを確認できる報告書を受領していなかった。

事業報告書は委託業務が適正に履行されたことを確認する書類であるため、報告事項等を明確に定めたいうえで提出を求め、履行の確認を行われたい。

5 京都国際観光客誘致推進協議会

(1) 団体の概要(平成23年3月31日現在)

代 表 者	会長 永井久美子	設立年月日	平成5年4月1日
事務所所在地	京都市産業観光局観光部観光振興課（現 観光MICE推進室）内		
目 的 (団体の会則に 基づく。)	<p>京都市における海外からの観光客の誘致及び受入体制の整備を推進し、観光事業の振興に寄与することを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 海外における主要な観光見本市への出展，参加</p> <p>イ 観光ミッションの派遣</p> <p>ウ 京都の特性である文化的な資産を活かした外国人観光客の迎接方法や文化紹介事業の企画</p> <p>エ 外国人観光客に対するパンフレット等のPRツールの制作，配布</p> <p>オ 関係官公庁，団体及び業界との連絡，調整</p> <p>カ その他協議会の目的達成のために必要な事業</p>		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした分担金

(単位：千円)

分担金名	分担金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
京都国際観光客誘致推進協議会平成22年度分担金	10,000	国際観光客の誘致宣伝を促進することによる京都市経済の活性化	京都国際観光客誘致推進協議会が実施する事業	事業費を対象として，予算の範囲内の額	産業観光局 観光部 観光振興課 (現 観光MICE推進室)

イ 分担金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

a 誘致事業

北米，台湾，オーストラリア，欧州，中国，韓国，東南アジア等における観光見本市への出展等

b Kyoto Winter Special 事業

冬の京都への更なる誘客を図るため，インターネットを中心とした冬季集中キャンペーンの実施

c 富裕層向け事業

海外における富裕層観光取扱旅行会社との商談会への出展等

d 受入環境整備事業

京都観光の英文・フランス語ウェブサイトの運営・管理とともに、新たにアジア言語（簡体字、繁体字、ハングル）ウェブサイトの開設

e プロモーションツール等作成事業

京都観光プロモーションパンフレット（英語、スペイン語、フランス語、ハングル、簡体字、繁体字）及び京都観光マップ（繁体字）の作成、各種プロモーションへの活用

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
会費収入 (京都市分担金)	20,550 (10,000)	事業費	63,971
(その他会員分担金)	(10,550)	翌年度繰越金	2,423
事業分担金等	44,462		
前年度繰越金	1,382		
合 計	66,395	合 計	66,395

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 予算の執行管理

支出は総会で決定された予算に基づいて行わなければならないが、予算を超過して支出しているものがあつた。

予算を超過した支出を行わないよう徹底するとともに、予算の不足が見込まれる場合には、その補正により対応するよう、京都国際観光客誘致推進協議会（以下「推進協議会」という。）に対して指導し、改められたい。

(b) 収支決算書の作成

収支決算書について、予算の流用による増減が反映されておらず、予算の執行状況が適切に表示されていなかった。

適切な収支決算書を作成するよう、推進協議会に対して指導し、改められ

たい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
京都市海外情報拠点業務	18,600	産業観光局 観光部 観光振興課 (現 観光M I C E 推進室)

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

6 財団法人京都市森林文化協会

(1) 団体の概要(平成23年3月31日現在)

代 表 者	理事長 内田昌一	設立年月日	平成4年11月4日
事務所所在地	京都市左京区花脊八桝町 250 番地		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	京都市の豊かな森林資源を活かすことによって、自然と調和した森林文化及び山村文化の継承及び発展を図り、心のふるさとを都市住民に提供して地域と都市住民との交流を行うとともに、農林業を生かした地域の振興を図ることを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人京都市森林文化協会(以下「森林文化協会」という。)の基本財産は 5,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、産業観光局農林振興室林業振興課である。

なお、平成23年2月16日に財団法人花脊森林文化財団から名称を変更している。

イ 事業の状況

- (ア) 地球温暖化防止や景観形成等、公益的機能の発揮を目的とした森林の保全及び整備に関する事業
- (イ) 森林文化及び山村文化の継承及び発展に関する事業
- (ウ) 地域と都市住民との交流の促進に関する事業
- (エ) 森林文化の研究に関する事業
- (オ) 地域産品の生産、流通、広報等地域の振興に関する事業
- (カ) 「山村都市交流の森」等、京都市の施設の管理運営の受託事業
- (キ) 森林の保全及び整備の担い手育成に関する事業
- (ク) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,031	18,137	△ 9,105
売掛金	88	137	△ 48
棚卸資産	614	728	△ 114
前払金	353	216	137
立替金	41	64	△ 23
未収金	22,827	15,799	7,028
流動資産合計	32,957	35,082	△ 2,125
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000	50,000	—
基本財産合計	50,000	50,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	11,562	10,212	1,350
特定資産合計	11,562	10,212	1,350
(3) その他固定資産			
建物	0	0	—
構築物	708	708	—
車両運搬具	87	87	—
什器備品	470	470	—
水道施設利用権	616	616	—
減価償却累計額	△ 885	△ 727	△ 158
電話加入権	348	348	—
その他固定資産合計	1,345	1,504	△ 158
固定資産合計	62,907	61,716	1,191
資産合計	95,864	96,798	△ 933
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	146	72	73
未払金	26,909	29,344	△ 2,435
預り金	1,222	833	389
短期借入金	3,845	2,162	1,683
仮受金	13	—	13
流動負債合計	32,137	32,413	△ 276
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,562	10,212	1,350
固定負債合計	11,562	10,212	1,350
負債合計	43,699	42,625	1,073
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	50,000	50,000	—
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
2. 一般正味財産	2,165	4,173	△ 2,007
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
正味財産合計	52,165	54,173	△ 2,007
負債及び正味財産合計	95,864	96,798	△ 933

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	150	183	△ 32
受取会費	18	33	△ 15
事業収益	223,816	178,318	45,497
受取補助金等	19,658	40,974	△ 21,316
雑収入	28	75	△ 47
特定預金取崩収益	—	2,334	△ 2,334
経常収益計	243,670	221,918	21,752
(2) 経常費用			
事業費	196,246	165,619	30,627
管理費	49,431	53,020	△ 3,588
経常費用計	245,678	218,639	27,038
当期経常増減額	△ 2,007	3,278	△ 5,286
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	—	—	—
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用	—	—	—
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	△ 2,007	3,278	△ 5,286
一般正味財産期首残高	4,173	894	3,278
一般正味財産期末残高	2,165	4,173	△ 2,007
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	—
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	—
III 正味財産期末残高	52,165	54,173	△ 2,007

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 財務諸表等の作成

財務諸表及び収支計算書について、貸借対照表と収支計算書が表間で一致していないなど適切とはいえない点があった。

公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表等を作成するよう、森林文化協会に対して指導し、改められたい。

(b) 郵便切手等の取扱い

郵便切手等について、台帳を備えておらず、それらの増減及び現在高の管理が適切に行われていなかった。

出納の状況を明らかにするための台帳を整備し適切に管理するよう、森林文化協会に対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
財団法人花脊森林文化財団運営補助金	19,658	森林文化及び山村文化の継承及び発展と地域の農林業の振興	森林文化協会の事業運営	公益事業に要する経費のうち、市長が適当と認める人件費の額以内で、毎年度予算の範囲内の額	産業観光局 農林振興室 林業振興課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 財団法人花脊森林文化財団運営補助金

a 事業の状況

森林文化協会の事業運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	19,658	人件費	19,659
団体負担分	1		
合 計	19,659	合 計	19,659

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付額の決定

補助金条例によると、補助事業等の実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、財団法人花脊森林文化財団運営補助金について、実績報告書の確認後、交付額の決定及び森林文化協会への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

森林文化協会は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市森林文化交流センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市森林文化交流センター (愛称「森愛館」)	京都市左京区花脊八 桝町250番地	施設の管理運営	産業観光局 農林振興室 林業振興課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 山村と都市の交流を促進する活動のための施設の提供

- b 森林文化に関する体験活動のための施設の提供
- c 森林文化に関する情報の提供
- d その他市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ホ ー ル	3,067	1,400	1,791	1,582	2,161
研 修 室	227	130	248	61	80
合 計	3,294	1,530	2,039	1,643	2,241

利用者数は、イベントの有無により大幅に増減している。平成 22 年度は、花背山の家との連携やスポーツ利用等により、前年度に比べ 598 人（36.4 パーセント）の増加となった。

(ウ) 収支の状況

平成 22 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	4,851	人件費	2,645
		光熱水料費	443
		修繕費	340
		消耗品費	142
		その他	892
合 計	4,851	合 計	4,463

収支差額 387 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

7 公益財団法人京都市障害者スポーツ協会

(1) 団体の概要(平成 23 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 芝田徳造	設立年月日	昭和 63 年 4 月 1 日
事務所所在地	京都市左京区高野玉岡町 5 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都市における障害のある人のスポーツの振興と健康の増進を図り、社会参加を促すとともに、障害のない人との共生社会の実現に努め、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会(以下「障害者スポーツ協会」という。)の基本財産は 2,500 万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管は、保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課(現 障害保健福祉推進室)である。

イ 事業の状況

- (ア) 障害のある人のスポーツの振興事業
- (イ) 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業
- (ウ) 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業
- (エ) 障害のある人への理解を進めるための事業
- (オ) 障害者スポーツ施設等の運営事業
- (カ) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	64,896	67,023	△ 2,127
未収金	320	520	△ 199
前払金	60	10	50
繰越商品	250	278	△ 28
流動資産合計	65,527	67,832	△ 2,305
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	25,000	25,000	—
基本財産合計	25,000	25,000	—
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	29,617	28,525	1,092
特別修繕引当資産	50,492	44,492	6,000
事業平準化積立資産	40,453	32,000	8,453
共済会退職給与預け金	20,020	18,336	1,684
特定資産合計	140,584	123,355	17,229
(3) その他固定資産			
構築物	532	724	△ 192
車両運搬具	301	602	△ 301
什器備品	4,741	5,814	△ 1,072
ソフトウェア	1,039	1,441	△ 402
電話加入権	74	74	—
その他固定資産合計	6,690	8,658	△ 1,968
固定資産合計	172,274	157,013	15,260
資産合計	237,801	224,846	12,955
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,330	11,789	△ 7,458
前受金	5	20	△ 15
預り金	536	794	△ 258
賞与引当金	6,385	6,038	347
流動負債合計	11,257	18,642	△ 7,384
2. 固定負債			
共済会退職給付引当金	24,296	22,577	1,718
固定負債合計	24,296	22,577	1,718
負債合計	35,554	41,220	△ 5,666
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出えん金	25,000	25,000	—
受贈什器備品	1,421	1,777	△ 356
指定正味財産合計	26,421	26,777	△ 356
(うち基本財産への充当額)	(25,000)	(25,000)	(—)
2. 一般正味財産	175,826	156,848	18,978
(うち特定資産への充当額)	(140,584)	(123,355)	(17,229)
正味財産合計	202,247	183,625	18,621
負債及び正味財産合計	237,801	224,846	12,955

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	365	365	—
特定資産運用益	489	363	126
事業収益	213,992	213,873	118
受取助成金	941	1,099	△ 157
受取寄付金	40	—	40
雑収益	828	1,169	△ 340
経常収益計	216,657	216,870	△ 212
(2) 経常費用			
事業費	192,944	157,514	35,430
管理費	4,944	39,302	△ 34,357
経常費用計	197,889	196,816	1,072
当期経常増減額	18,768	20,053	△ 1,285
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
什器備品受入額	210	108	101
経常外収益計	210	108	101
(2) 経常外費用			
什器備品除却損	—	88	△ 88
経常外費用計	—	88	△ 88
当期経常外増減額	210	19	190
当期一般正味財産増減額	18,978	20,073	△ 1,095
一般正味財産期首残高	156,848	136,774	20,073
一般正味財産期末残高	175,826	156,848	18,978
II 指定正味財産増減の部			
受取助成金	400	457	△ 57
基本財産運用益	365	365	—
一般正味財産への振替額	△ 1,121	△ 1,192	71
当期指定正味財産増減額	△ 356	△ 370	13
指定正味財産期首残高	26,777	27,147	△ 370
指定正味財産期末残高	26,421	26,777	△ 356
III 正味財産期末残高	202,247	183,625	18,621

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
みやこユニバーサル上映補助金	105 千円	障害の有無や年齢に関わらず映画鑑賞においてすべての人の利便の向上を図るとともに、ユニバーサルデザインの市民の理解を促進するため	ユニバーサル上映（映画の字幕及び副音声付上映）	次のうち最も低い額かつ予算の範囲内 ・ 補助対象経費の2分の1 ・ 150 千円 ・ 上映事業を実施するために必要な経費から入場料収入及びその他の収入を差し引いた額	保健福祉局 保健福祉部 保健福祉総務課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) みやこユニバーサル上映補助金

a 事業の状況

地域交流シネマ上映会を行った。

実施日：平成 23 年 2 月 11 日（祝）

参加人数：142 人

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	105	作品使用料	105
団体負担分	105	上映費	73
		その他	31
合 計	210	合 計	210

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

障害者スポーツ協会は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市障害者スポーツセンターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市障害者スポーツセンター	京都市左京区高野玉岡町5番地	施設の管理運営	保健福祉局 保健福祉部 障害保健福祉課 (現 障害保健福祉推進室)

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 障害者の身体の機能を回復するための訓練及び講習会の実施
- b 障害者のスポーツ及びレクリエーションの指導
- c 障害者のスポーツに関する指導者の養成
- d 障害者のスポーツ活動のための便宜の供与
- e 京都市障害者スポーツセンターの維持管理に係る業務
- f 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ利用者数	150,472	152,565	152,959	159,893	164,615
(うち有料利用者数)	(15,423)	(14,592)	(14,984)	(18,329)	(18,283)

延べ利用者数は平成18年度以降増加傾向にあり、平成22年度は過去最高であった。

ウ 収支の状況

平成 22 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	208,240	事業活動支出	193,225
利用料金収入	3,655	(うち人件費)	(111,866)
その他	3,761	(うち光熱水料費)	(38,359)
		(うち委託費)	(24,627)
		(その他)	(18,373)
		投資活動支出	18,071
合 計	215,656	合 計	211,297

収支差額 4,359 千円

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用料金収入	3,728	3,456	3,238	3,891	3,655

平成 22 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 23 万円 (6.1 パーセント) の減少となった。

エ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

8 社会福祉法人京都光彩の会

(1) 団体の概要(平成23年3月31日現在)

代 表 者	理事長 加藤博史	設立年月日	平成9年4月1日
事務所所在地	京都市中京区壬生東高田町1番地の15 京都市こころの健康増進センター内		
目 的 (団体の定款に基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として，次の社会福祉事業を行う。</p> <p>第二種社会福祉事業</p> <p>ア 精神障害者社会復帰施設</p> <p>イ 障害福祉サービス事業</p> <p>ウ 相談支援事業</p> <p>エ 地域活動支援センター</p>		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人京都光彩の会（以下「光彩の会」という。）は，平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間，京都市朱雀工房及び京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロンの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
(ア) 京都市朱雀工房	京都市中京区壬生東高田町1番地の15	精神障害者授産施設としての事業	保健福祉局 保健福祉部
(イ) 京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロン	同上	相談支援事業	障害保健福祉課 (現 障害保健福祉推進室)

イ 管理の状況

(ア) 京都市朱雀工房

a 事業の状況

(a) 授産事業

(b) 個別支援，体験実習，講習会等の事業

b 利用の状況

(単位：日，人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
開所日数	243	243	240	239	240
延べ利用者数	5,249	2,557	2,750	3,143	2,765
1日平均利用者数	21.6	10.5	11.5	13.2	11.5

1日平均利用者数は、ワークステーションかれん工房が開設された平成19年度は前年度と比較して大きく減少したが、平成20年度以降は定員20人に対して概ね6割の利用者で推移しており、平成22年度は前年度に比べ1.7人(12.9パーセント)の減少となった。

c 収支の状況

平成22年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	33,551	人件費	33,252
就労支援事業収入	3,620	就労支援事業支出	3,599
京都府補助金	905	事務費	2,228
その他	1,907	事業費	111
		その他	843
合 計	39,985	合 計	40,035

収支差額 △49千円

(イ) 京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロン

a 事業の状況

- (a) 相談支援事業
- (b) 地域活動支援センター事業
- (c) 退院支援事業

b 利用の状況

(単位：件)

事業	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談支援事業	5,179	4,368	4,696	4,548	5,098
(うち訪問相談)	(295)	(297)	(228)	(403)	(1,103)
地域活動支援センター事業	8,099	8,828	9,852	8,218	7,022
(うち食事提供)	(5,897)	(6,320)	(7,279)	(5,735)	(4,838)
合計	13,278	13,196	14,548	12,766	12,120

平成 22 年度の利用件数は、全体として前年度に比べ 646 人 (5.1 パーセント) の減少となった。これは、相談支援事業において訪問相談に注力したことにより利用件数が増加した一方で、地域活動支援センター事業における食事提供サービスの利用件数が減少していること等によるものである。

c 収支の状況

平成 22 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	23,132	人件費	19,066
その他	2,774	事業費	4,807
		事務費	1,565
		その他	493
合計	25,907	合計	25,382

収支差額 525 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 指定管理に係る収支

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書に業務に係る収入及び支出の内訳を記載して提出することとさ

れているが、この内訳に実際の決算額と異なっているものがあつた。

事業報告書には指定管理に係る収入及び支出の決算額を正確に記載するよう、光彩の会に対して指導し、改められたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
(ア) 京都市障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業に係るジョブコーチ（職場適応援助者）の派遣	454	保健福祉局 保健福祉部 障害保健福祉課 （現 障害保健福祉推進室）
(イ) 障害者自立支援特別対策事業における障害者地域移行促進強化事業の実施	600	保健福祉局 保健福祉部 こころの健康増進センター 相談援助課 （現 障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター 相談援助課）
(ウ) 配食サービス事業（京都市朱雀工房）	605	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 契約事務

地方自治法によると、契約書を作成する場合、契約の当事者双方が契約書に記名押印しなければ契約が確定しないものとされているが、配食サービス事業について、事業の開始後、契約書に記名押印し契約を締結していた。

委託契約に係る契約書の作成は、事業の開始前に行われたい。

9 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

(1) 団体の概要(平成 23 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 高田英一	設立年月日	昭和 53 年 6 月 1 日
事務所所在地	京都市中京区西ノ京東中合町 2 番地		
目 的 (団体の定款に基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>ア 第一種社会福祉事業</p> <p>(ア) 聴覚言語障害者更生施設京都市聴覚言語障害センターの指定管理</p> <p>(イ) 身体障害者通所授産施設京都市西ノ京障害者授産所の指定管理</p> <p>イ 第二種社会福祉事業</p> <p>(ア) 聴覚障害者情報提供施設京都市聴覚言語障害センターの指定管理</p> <p>(イ) 老人デイサービスセンター</p> <p> a 京都市西ノ京老人デイサービスセンターの指定管理</p> <p>(ウ) 老人介護支援センター</p> <p> a 京都市西ノ京地域包括支援センターの指定管理</p> <p>(エ) 老人居宅介護等事業の経営</p> <p>(オ) 障害福祉サービス事業の経営(ケアホームあおぞらはうす, ホームヘルプステーションきこえの森, 第 2 あおぞら就労支援事業所)</p> <p>(カ) 相談支援事業の経営(京都市聴覚言語障害センター, 京都市東部障害者地域生活支援センター)</p> <p>(キ) 地域活動支援センターの経営(京都市東部障害者地域活動支援センター)</p> <p style="text-align: right;">注 事業については、京都市域における事業のみを記載。</p>		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間、京都市聴覚言語障害センター、京都市西ノ京障害者授産所等、4 施設の指定管理者となっている。

このうち監査対象とした公の施設は、次の表のとおりである。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
(ア) 京都市聴覚言語障害センター	京都市中京区西ノ京東中合町 2 番地	施設の管理運営	保健福祉局 保健福祉部
(イ) 京都市西ノ京障害者授産所	同上	同上	障害保健福祉課 (現 障害保健福祉推進室)

イ 管理の状況

(ア) 京都市聴覚言語障害センター

a 事業の状況

- (a) 障害者自立支援法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法第 29 条に規定する身体障害者更生施設としての事業
- (b) 身体障害者福祉法第 34 条に規定する視聴覚障害者情報提供施設としての事業（聴覚障害者の利用に係るものに限る。）
- (c) 聴覚言語障害者の相談，検査，指導及び訓練
- (d) これらのほか，市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業
- (e) 京都市聴覚言語障害センターの維持管理
- (f) その他市長が必要と認める業務

b 利用の状況

更生施設

(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
定員数	30	30	30	30	30
実績数	30	30	29	29	29

c 収支の状況

平成 22 年度の収支の状況は，次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	48,146	人件費	232,801
自主事業	200,164	事業費	104,220
利用料金	116,342	その他	69,174
その他	33,408		
合 計	398,062	合 計	406,196

収支差額 △8,134 千円

※ 指定管理料は，西ノ京障害者授産所を含む。

自主事業は，自治体委託事業収入（手話通訳派遣，要約筆記派遣他）等

(イ) 京都市西ノ京障害者授産所

a 事業の状況

- (a) 障害者自立支援法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法第 31 条に規定する身体障害者授産施設としての事業
- (b) このほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業
- (c) 施設の維持管理
- (d) その他市長が必要と認める業務

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
定員数	20	20	20	20	20
実績数	21.0	21.3	21.4	19.7	24.7

c 収支の状況

平成 22 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。(単位：千円)

収 入		支 出	
自主事業	39,425	人件費	40,460
利用料金	30,245	事業費	20,975
その他	837	委託費	35
		小額修繕費	20
		その他	8,071
合 計	70,509	合 計	69,563

収支差額 946 千円

※ 指定管理料は、聴覚言語障害センターに含む。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
(ア) 京都市手話通訳者・奉仕員派遣事業	22,900	保健福祉局
(イ) 京都市要約筆記者派遣事業	6,350	保健福祉部
(ウ) 京都市難聴者自立支援事業	1,000	障害保健福祉課
(エ) 京都市障害者相談活動に係る手話通訳者・奉仕員及び要約筆記者派遣事業	732	(現 障害保健福祉推進室)
(オ) 京都市手話奉仕員養成事業	4,000	
(カ) 京都市聴覚言語障害者相談支援事業	636	保健福祉局 身体障害者リハビリテーションセンター 管理課

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

10 財団法人京都こども文化会館

(1) 団体の概要(平成 23 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 吉池一郎	設立年月日	昭和 57 年 3 月 31 日
事務所所在地	京都市上京区一条通七本松西入瀧ヶ鼻町 431 番地の 1		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	こどもたちの芸術・文化の創造活動を奨励・育成し、すぐれた芸術・文化の公開、普及を図り、もってこどもたちの豊かな文化の振興とともに健全な育成に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人京都こども文化会館(以下「こども文化会館」という。)の基本財産は 1,100 万円であり、500 万円(45.5 パーセント)を本市が出えんしている。

本市の所管は、保健福祉局子育て支援部児童家庭課である。

イ 事業の状況

- (ア) 演劇・音楽・映画・伝統芸能等の公開
- (イ) 美術・工芸品・文化財等の展示
- (ウ) こどもたちの芸術・文化活動の育成
- (エ) 各行政機関との受託契約に基づく受託事業
- (オ) こどもに関する芸術・文化等の関係資料の収集及び活用
- (カ) 京都こども文化会館の管理運営
- (キ) 前各号のほか、この法人の目的達成に必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	176	99	76
預金	9,705	10,581	△ 875
未収金	3,781	1,782	1,999
仮払金	81	337	△ 255
流動資産合計	13,745	12,800	945
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000	5,000	—
定期郵便貯金	6,000	6,000	—
基本財産合計	11,000	11,000	—
(2) その他固定資産			
定期預金	220	220	—
建物	20,651	21,914	△ 1,262
建物附属設備	126,309	135,335	△ 9,025
機械及び装置	1,012	1,269	△ 257
工具・器具・備品	1,460	1,867	△ 407
電話加入権	173	173	—
退職給与引当金預金	4,256	4,256	—
特別事業引当金預金	203	203	—
文化教室事業引当金預金	1,467	1,140	326
文化事業引当金預金	1,601	1,302	298
記念事業引当金預金	240	240	—
その他固定資産合計	157,597	167,925	△ 10,328
固定資産合計	168,597	178,925	△ 10,328
資産合計	182,342	191,725	△ 9,383
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,025	7,119	906
前受金	4,001	4,121	△ 120
預り金	145	448	△ 302
流動負債合計	12,172	11,690	482
2. 固定負債			
退職給与引当金	4,256	4,256	—
特別事業引当金	203	203	—
文化教室事業引当金	1,467	1,140	326
文化事業引当金	1,601	1,302	298
記念事業引当金	240	240	—
固定負債合計	7,770	7,144	625
負債合計	19,943	18,834	1,108
III 正味財産の部			
正味財産			
正味財産	162,399	172,890	△ 10,491
(うち基本金)	(11,000)	(11,000)	(—)
(うち当期正味財産増加額 (減少額))	(△10,491)	(9,099)	(△19,590)
正味財産合計	162,399	172,890	△ 10,491
負債及び正味財産合計	182,342	191,725	△ 9,383

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
(1) 増加の部			
資産増加額			
当期収支差額	462	446	16
建物附属設備増加額	11,097	28,254	△ 17,156
文化教室事業引当金預金増加額	326	—	326
文化事業引当金預金増加額	298	386	△ 87
負債減少額			
文化教室事業引当金取崩額	—	150	△ 150
増加額合計	12,185	29,236	△ 17,051
(2) 減少の部			
資産減少額			
工具・器具・備品除去額	—	14	△ 14
建物減価償却額	1,262	1,340	△ 77
建物附属設備減価償却額	20,123	18,091	2,031
機械装置減価償却額	257	25	232
工具・器具・備品減価償却額	407	129	277
文化教室事業引当金預金取崩額	—	150	△ 150
負債増加額			
文化教室事業引当金繰入額	326	—	326
文化事業引当金繰入額	298	386	△ 87
減少額合計	22,676	20,137	2,538
当期正味財産増加額	△ 10,491	9,099	△ 19,590
前期繰越正味財産額	172,890	163,791	9,099
期末正味財産合計額	162,399	172,890	△ 10,491

※ 平成22年度は、公益法人会計基準の旧基準（昭和60年改訂）が適用されていた。

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) 財団法人京都 こども文化会館 運営補助金	29,000	こども文 化会館の 運営	管理運営	運営事業費から 使用料等収入を 控除して得た額 の2分の1	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課
(イ) 財団法人京都 こども文化会館 府市共催事業補 助金	400	府市共催 事業の開 催	府市共催 事業費	府市共催事業費 に係る経費の2 分の1	
(ウ) 財団法人京都 こども文化会館 施設整備事業 (地上デジタル 放送電波受信障 害調査)に係る 補助金	111	電波受信 障害の調 査	地上デジ タル放送 電波受信 障害調査	京都こども文化 会館施設整備事 業費に係る経費 の2分の1	
(エ) 財団法人京都 こども文化会館 施設整備事業 (テレビ電波受 信障害防除対策 業務)に係る補 助金	1,814	電波受信 障害の防 除対策	テレビ電 波受信障 害防除対 策業務	京都こども文化 会館施設整備事 業費に係る経費 の2分の1	
(オ) 財団法人京都 こども文化会館 施設整備事業 (照明設備整備 業務)に係る補 助金	3,622	大ホール 舞台照明 設備改修	照明設備 整備業務	京都こども文化 会館施設整備事 業費に係る経費 の2分の1	
合 計	34,948				

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 財団法人京都子ども文化会館運営補助金

a 事業の状況

京都子ども文化会館の運営を行った。

b 利用の状況

(単位：人，%)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
利用者数	107,140	113,472	104,625	108,577	101,795	
利 用 率	大ホール	57	60	58	63	59
	小ホール	91	92	84	84	84
	創造活動室	86	82	83	81	76

c 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	29,000	人件費	33,255
京都府補助金	29,000	委託料	33,960
会館使用料収入	25,968	光熱水料費	13,615
雑収入	448	修繕費	935
		租税公課	718
		その他物件費	1,469
合 計	84,417	合 計	83,954

収支差額 462 千円

(イ) 財団法人京都子ども文化会館府市共催事業補助金

a 事業の状況

青少年の健全な育成を図るため、「エンゼルたのしい音楽会」，「エンゼル名作劇場」，「エンゼル音楽会ジョイントコンサート」，「エンゼルフAMILY音楽会」の4事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	400	報償費	335
京都府補助金	400	賃借料	433
入場料収入	158	その他物件費	194
雑収入	4		
合 計	962	合 計	962

(ウ) 財団法人京都こども文化会館施設整備事業（地上デジタル放送電波受信障害調査）に係る補助金

a 事業の状況

京都こども文化会館が原因となって発生している、周辺地域での地上デジタル放送電波受信障害の状況を調査した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	111	建物附属設備購入	223
京都府補助金	111		
合 計	223	合 計	223

(エ) 財団法人京都こども文化会館施設整備事業（テレビ電波受信障害防除対策業務）に係る補助金

a 事業の状況

上記調査の結果を受けて、電波受信障害防除対策を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	1,814	建物附属設備購入	3,628
京都府補助金	1,814		
合 計	3,628	合 計	3,628

(オ) 財団法人京都こども文化会館施設整備事業（照明設備整備業務）に係る補助金

a 事業の状況

大ホール舞台照明設備の接触不良等による漏電，発火等の危険回避及び防火対策を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	3,622	建物附属設備購入	7,245
京都府補助金	3,622		
合 計	7,245	合 計	7,245

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが，次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付の決定

補助金の交付の決定については，補助金条例及び補助金ごとの交付要綱に従って行うものとされているが，財団法人京都こども文化会館施設整備事業に係る補助金（以下「こども文化会館施設整備事業補助金」という。）について，必要書類が添付されていない申請書に基づき補助金の交付を決定していた。

補助金条例等に従い，適正な事務を行うよう改められたい。

(b) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると，補助事業等の完了後，補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し，適合すると認めるときは，補助金等の交付額を決定し通知するものとされているが，次のような事例があった。

- こども文化会館施設整備事業補助金について，必要書類が添付されていない実績報告書を受理していた。また，見積書により，交付額を決定しているものがあった。
- 財団法人京都こども文化会館運営補助金及び財団法人京都こども文化会

館府市共催事業補助金並びにこども文化会館施設整備事業補助金について、実績報告書を課内で供覧するだけで、交付額の決定及びこども文化会館への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(c) 専決権限の行使

京都市局長等専決規程によると、1件500万円以下の補助金に係る交付決定については、局の庶務を担当する部長が専決するものとされているが、専決権限を有しない職員が決定しているものがあった。

事案ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うよう改められたい。

11 京都市学童保育所管理委員会

(1) 団体の概要（平成 23 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	会長 妻形八重子	設立年月日	昭和 46 年 7 月 17 日
事務所所在地	京都市中京区柳馬場御池下る柳八幡町 65 番地 京都朝日ビル		
目 的 (団体の会則に 基づく。)	児童の健全育成を図るため、京都市学童保育事業実施要綱に基づき、学童保育事業の管理及び運営を行うことを目的とし、次の事業を行う。 ア 学童保育所の管理及び運営 イ その他本会の目的達成に必要な事業		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

京都市学童保育所管理委員会（以下「管理委員会」という。）は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間、京都市学童保育所の指定管理者となっており、平成 22 年度末においては、9 施設を管理している。

このうち、京都市一橋学童保育所を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市一橋学童保育所	京都市東山区本町 10 丁目 東入下池田町 527 番地	学童クラブ事業	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課

注 平成 23 年 4 月 1 日から京都市東山区鞆町通正面下る上堀詰町 272 の 2 に仮移転している。

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

(イ) 利用の状況

（単位：人）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ学童クラブ利用者数 (うち一橋学童保育所)	172,678 (9,355)	172,398 (10,774)	169,654 (8,463)	157,624 (7,235)	89,565 (8,161)
年度当初登録児童数 (うち一橋学童保育所)	843 (43)	856 (57)	865 (45)	869 (36)	474 (34)
年度当初指定管理 対象施設数	13 施設	13 施設	13 施設	13 施設	10 施設

平成22年度の利用の状況を見ると、延べ学童クラブ利用者数は、学童保育所の廃止に伴い、前年度に比べ6万8,059人（43.2パーセント）減少している。

(ウ) 収支の状況

(単位:千円)

収 入		支 出	
委託料	139,729	人件費	120,028
利用料金収入	31,820	事業費	45,763
引当金取崩収入	2,999	事務費	4,959
預金利子	9	引当金	3,806
合 計	174,558	合 計	174,558

注 この表は、管理委員会の収支の状況を表している。

委託料収入及び利用料金収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
委託料収入	176,056	164,232	164,276	156,991	126,911
利用料金収入	47,694	48,962	50,304	51,952	29,525

注 いずれも指定管理対象の学童保育所全体の金額である。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 事業報告書の提出

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者指定手續条例」という。）によると、事業報告書の提出は毎年度終了後60日以内にしなければならないとされているが、この期限内に提出していなかった。

指定管理者指定手續条例に従い、期限内に提出するよう、管理委員会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 事業報告書の内容

指定管理者指定手続条例によると、事業報告書には指定管理者に管理を行わせている公の施設（以下「指定施設」という。）の管理に係る収支決算書を添付しなければならないとされているが、当該収支決算書を添付していない事業報告書を受領していた。

事業報告書については、指定施設の管理に係る収支決算書を添付したものを受領するようにされたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
放課後ほっと広場事業	12,818	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

12 社会福祉法人京都福祉サービス協会

(1) 団体の概要(平成 23 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 高橋 修	設立年月日	平成 5 年 7 月 30 日
事務所所在地	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。		

ア 出資の状況

社会福祉法人京都福祉サービス協会（以下「サービス協会」という。）に対する出えん金の額は 5,000 万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管は、保健福祉局長寿社会部長寿福祉課である。

イ 事業の状況

(ア) 第一種社会福祉事業

- a 軽費老人ホームの設置経営
- b 特別養護老人ホームの設置経営
- c 特別養護老人ホームの指定管理

(イ) 第二種社会福祉事業

- a 老人居宅介護等事業
- b 障害福祉サービス事業
- c 老人デイサービスセンターの設置経営
- d 老人デイサービスセンターの指定管理
- e 老人デイサービス事業
- f 老人短期入所事業
- g 小規模多機能型居宅介護事業
- h 老人介護支援センターの設置経営
- i 老人介護支援センターの指定管理
- j 児童厚生施設（児童館）の設置経営
- k 児童厚生施設（児童館）の指定管理
- l 放課後児童健全育成事業

- m 地域子育て支援拠点事業
- n 養育支援訪問事業
- (7) 公益事業
 - a 居宅介護支援事業
 - b 難病患者等居宅生活支援事業
 - c 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
 - d 介護保険適用外老人居宅介護等事業
 - e ホームヘルパー養成研修事業
 - f 要介護認定・要支援認定調査事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 資金収支計算書

資金収支計算書

(自) 平成 22年 4月 1日 (至) 平成 23年 3月 31日

団体全体

(単位：千円)

勘定科目		予算	決算	差異	
経常活動による収支	収入	介護保険収入	7,108,069	7,105,009	3,059
		自立支援収入	784,102	816,644	△ 32,542
		私的契約利用料収入	38,044	36,128	1,915
		事業収入	122,007	119,459	2,547
		経常経費補助金収入	333,702	338,025	△ 4,323
		寄附金収入	1,480	2,364	△ 884
		事業外収入	27,274	30,496	△ 3,222
		雑収入	14,742	23,214	△ 8,472
		借入金利息補助金収入	7,624	7,627	△ 3
		受取利息配当金収入	13,851	15,197	△ 1,346
		経理区分間繰入金収入	798,367	1,039,890	△ 241,523
	経常収入計 (1)	9,249,262	9,534,057	△ 284,795	
	支出	人件費支出	6,532,361	6,411,050	121,310
		事務費支出	836,241	774,112	62,128
		事業費支出	484,101	477,523	6,577
		利用者負担軽減額	6,121	5,847	273
		借入金利息支出	10,114	10,115	△ 1
事業外支出		16,155	17,666	△ 1,511	
経理区分間繰入金支出		798,367	1,039,890	△ 241,523	
雑損失		3,318	8,416	△ 5,098	
経常支出計 (2)	8,686,778	8,744,622	△ 57,844		
経常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	562,484	789,435	△ 226,951		
に施設を整備等	収入	施設整備等補助金収入	47,223	53,880	△ 6,657
		固定資産売却収入	4,170	196,425	△ 192,255
	施設整備等収入計 (4)	51,393	250,305	△ 198,912	
	支出	固定資産取得支出	295,417	434,251	△ 138,834
		固定資産売却・廃棄支出	498	—	498
施設整備等支出計 (5)	295,915	434,251	△ 138,336		
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	△ 244,522	△ 183,946	△ 60,575		
財務活動による収支	収入	借入金収入	85,000	137,000	△ 52,000
		投資有価証券売却収入	86,241	86,241	△ 0
		借入金元金償還補助金収入	1,500	1,500	—
		積立預金取崩収入	199,348	514,257	△ 314,909
		その他の収入	138,078	157,702	△ 19,624
	財務収入計 (7)	510,167	896,701	△ 386,534	
	支出	借入金元金償還金支出	181,022	221,017	△ 39,995
		積立預金積立支出	119,871	605,443	△ 485,572
		その他の支出	217,501	231,859	△ 14,358
		流動資産評価減等による資金減少額	—	42	△ 42
財務支出 (8)	518,394	1,058,362	△ 539,968		
財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	△ 8,227	△ 161,660	153,433		
予備費 (10)	—	—	—		
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	309,735	443,828	△ 134,093		
前期末支払資金残高 (12)	2,775,206	2,771,500	3,705		
当期末支払資金残高 (11)+(12)	3,084,941	3,215,328	△ 130,387		

(イ) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書
(自) 平成 22年 4月 1日 (至) 平成 23年 3月 31日

団体全体

(単位：千円)

勘定科目		本年度決算	前年度決算	増減	
事業活動収支の部	収入	介護保険収入	7,105,009	6,766,590	338,418
		自立支援収入	816,644	722,188	94,456
		私的契約利用料収入	36,128	38,770	△ 2,641
		事業収入	119,459	76,872	42,586
		経常経費補助金収入	338,025	168,945	169,080
		寄附金収入	2,364	21,013	△ 18,648
		雑収入	23,214	19,295	3,919
		借入金元金償還補助金収入	1,500	1,500	—
		引当金戻入	42,643	25,081	17,561
		国庫補助金等特別積立金取崩額	120,441	113,626	6,814
	事業活動収入計 (1)	8,605,431	7,953,884	651,546	
	支出	人件費支出	6,411,050	5,902,931	508,118
		事務費支出	774,112	672,962	101,149
		事業費支出	477,523	456,397	21,126
利用者負担軽減額		5,847	6,194	△ 347	
減価償却費		207,178	180,286	26,892	
徴収不能額		42	—	42	
引当金繰入		127,087	96,861	30,225	
事業活動支出計 (2)	8,002,841	7,315,634	687,206		
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)		602,590	638,249	△ 35,659	
事業活動外収支の部	収入	借入金利息補助金収入	7,627	8,850	△ 1,223
		受取利息配当金収入	15,197	16,663	△ 1,465
		経理区分間繰入金収入	1,039,890	1,262,894	△ 223,003
		その他の事業活動外収入	30,496	29,202	1,293
		事業活動外収入計 (4)	1,093,211	1,317,611	△ 224,400
	支出	借入金利息支出	10,115	11,546	△ 1,431
		経理区分間繰入金支出	1,039,890	1,262,894	△ 223,003
		その他の事業活動外支出	17,666	15,274	2,391
		雑損失	66,995	12,133	54,862
		事業活動外支出計 (5)	1,134,667	1,301,848	△ 167,181
事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)		△ 41,455	15,763	△ 57,218	
経常収支差額 (7)=(3)+(6)		561,134	654,012	△ 92,878	
特別収支の部	収入	施設整備等補助金収入	53,880	59,815	△ 5,935
		施設整備等寄附金収入	—	4,003	△ 4,003
		特別収入計 (8)	53,880	63,818	△ 9,938
	支出	固定資産売却損・処分損	1,859	1,212	646
		国庫補助金等特別積立金積立額	53,880	63,818	△ 9,938
その他の特別損失	805	800	5		
特別支出 (9)	56,544	65,830	△ 9,286		
特別収支差額 (10)=(8)-(9)		△ 2,664	△ 2,012	△ 651	
当期活動収支差額 (11)=(7)+(10)		558,470	652,000	△ 93,530	
繰越活動の動支	前期繰越活動収支差額 (12)	3,739,274	3,015,807	723,466	
	当期末繰越活動収支差額 (13)=(11)+(12)	4,297,744	3,667,807	629,936	
	基本金取崩額 (14)	—	—	—	
	基本金組入額 (15)	—	—	—	
	その他の積立金取崩額 (16)	514,257	235,737	278,519	
その他の積立金積立額 (17)	605,443	164,271	441,172		
次期繰越活動収支差額 (18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)		4,206,557	3,739,274	467,283	

(ウ) 貸借対照表

貸借対照表
平成 23年 3月 31日現在

団体全体

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	3,950,103	3,451,577	498,526	流動負債	736,282	681,544	54,738
現金預金	2,333,779	1,913,610	420,169	短期運営資金借入金	177,166	—	177,166
未収金	1,408,752	1,497,646	△ 88,893	未払金	515,431	639,479	△ 124,047
立替金	620	684	△ 63	預り金	14,292	6,078	8,214
前払金	14,678	5,337	9,340	前受金	3,995	3,847	147
短期貸付金	177,166	—	177,166	仮受金	25,395	32,138	△ 6,742
仮払金	16,613	35,765	△ 19,152				
徴収不能引当金	△ 1,507	△ 1,467	△ 39				
固定資産	6,489,223	6,440,716	48,506	固定負債	1,338,636	1,338,249	386
基本財産	3,083,574	2,893,221	190,353	設備資金借入金	378,160	430,950	△ 52,790
建物	2,848,734	2,769,050	79,683	長期運営資金借入金	391,272	422,499	△ 31,227
土地	184,840	74,170	110,669	退職給与引当金	569,203	484,799	84,403
基本財産特定預金	50,000	50,000	—	負債の部合計	2,074,918	2,019,793	55,124
その他の固定資産	3,405,648	3,547,495	△ 141,846	純 資 産 の 部			
建物	12,977	77,746	△ 64,768	基本金	52,071	52,071	—
建物附属設備	65,061	73,858	△ 8,797	基本金	52,071	52,071	—
構築物	46,284	36,757	9,527	国庫補助金等特別積立金	2,073,129	2,139,690	△ 66,561
車輛運搬具	39,943	30,685	9,258	その他の積立金	2,032,650	1,941,463	91,186
器具及び備品	128,970	116,509	12,461	備品等購入積立金	230,414	212,179	18,234
土地	—	64,283	△ 64,283	その他の積立金	12,127	12,127	—
建設仮勘定	1,940	64,875	△ 62,935	別途積立金	691,872	1,056,162	△ 364,290
権利	22,969	20,064	2,905	建替修繕積立金	417,819	387,662	30,157
ソフトウェア	40,391	38,599	1,792	社会福祉事業拠点整備積立金	680,416	273,331	407,085
投資有価証券	25,000	111,241	△ 86,241	次期繰越活動収支差額	4,206,557	3,739,274	467,283
長期貸付金	391,272	422,499	△ 31,227	次期繰越活動収支差額	4,206,557	3,739,274	467,283
退職共済預け金	600,103	554,103	45,999	(うち当期活動収支差額)	558,470	652,000	△ 93,530
備品等購入積立預金	230,414	212,179	18,234				
別途積立預金	691,872	1,056,162	△ 364,290				
建替修繕積立預金	417,819	387,662	30,157				
社会福祉事業拠点整備積立預金	680,416	273,331	407,085				
その他の固定資産	60,210	56,934	3,275				
徴収不能引当金	△ 50,000	△ 50,000	—	純資産の部合計	8,364,408	7,872,500	491,908
資産の部合計	10,439,327	9,892,293	547,033	負債及び純資産の部合計	10,439,327	9,892,293	547,033

減価償却累計額 2,064,097千円

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 予算の執行管理

支出については、理事会の承認を得て確定した予算に従い行わなければならないが、予算額を超過して支出し、また、予算の補正を行う前に支出しているものがあつた。

予算の不足が見込まれる場合には予算の流用や補正を行うなど、適切な予算の執行管理を行うよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

(b) 小口現金の取扱い

小口現金について、社会福祉法人京都福祉サービス協会経理規則（以下「サービス協会経理規則」という。）に定める限度額を超える保管や支出などが行われているものがあつた。

サービス協会経理規則に基づき厳格な取扱いを行うよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

(c) 契約事務

サービス協会経理規則上、随意契約ができる額を超える予定価格の契約において、競争入札が適当でない合理的な理由を決定書に明記せず、随意契約を締結しているものがあつた。

随意契約により契約を締結する場合は、決定書に競争入札が適当でない合理的な理由を具体的に明記するよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 委託事業における精算事務

地域介護予防推進事業について当該業務委託契約書によると、委託料のうち事務費については、契約期間終了後に精算を行うこととされているが、この精算に当たって、提出された収支決算書の内容に不明瞭な点があり、その

確認が十分なものとなっていなかった。

精算に当たっては、提出資料の内容を精査し、委託料が適正に執行されたことを十分確認されたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金等

補助金等名	補助金等額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課	
(ア) 京都市地域密着型施設整備費補助金	30,000 千円	地域密着型サービスを行うことを目的とする拠点施設の整備促進	小規模多機能型居宅介護拠点等の施設整備	1施設当たり30,000千円等	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課	
(イ) 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金	3,600 千円	介護基盤の緊急整備及び円滑な開設支援	小規模多機能型居宅介護拠点等の施設整備	宿泊定員1人当たり600千円を乗じて得た額		
(ウ) 京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給	7,627 千円	民間社会福祉施設における円滑な施設運営支援	民間社会福祉施設の新築, 改築, 増築, 修理等, 整備に要した費用のうち, 金融機関等からの借入に伴う利子	施設が当該年度中に支払う利子の総額		
(エ) 京都市軽費老人ホーム利用料補助金	36,136 千円	軽費老人ホームを利用する高齢者の福祉の向上	軽費老人ホームの運営に要する経費のうち, 利用料の一部を減免した額	同左		
(オ) 京都市社会福祉法人利用者負担軽減制度実施要綱に基づく助成金	611 千円	低所得で生活が困難である者の介護サービスの利用促進	介護サービスの利用者負担の軽減額	軽減を行った額から本来利用者負担収入総額の1%を控除した額の2分の1の額		保健福祉局長寿社会部介護保険課
(カ) 京都市介護サービス山間地域提供協力金	96 千円	山間地域に住所を有する住民の居宅サービスの利用の促進	山間地域に住所を有する住民に対する居宅サービス	各居宅サービスの提供につき同協力金交付要綱に定める額		
合計	78,071 千円					

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市地域密着型施設整備費補助金

a 事業の状況

第4期京都市民長寿すこやかプランに基づき地域密着型サービスの基盤整備を進めるため、小規模多機能型居宅介護拠点「山ノ内」の整備を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	30,000	工事請負費	67,357
団体負担分	42,857	工事事務費	5,500
合 計	72,857	合 計	72,857

(イ) 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金

a 事業の状況

小規模多機能型居宅介護拠点「山ノ内」の整備に伴う施設開設準備として普通自動車等の購入を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	3,600	備品購入費	3,609
団体負担分	9		
合 計	3,609	合 計	3,609

(ウ) 京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給

老人福祉施設（特別養護老人ホーム西七条，特別養護老人ホーム塔南の園及びケアハウス久我の杜）の整備に要した費用のうち，独立行政法人福祉医療機構からの借入に伴う利子補給金762万円の交付を受けた。

(エ) 京都市軽費老人ホーム利用料補助金

ケアハウス久我の杜において，施設入所者の収入に応じた利用料の減額に対する補助金3,613万円の交付を受けた。

(オ) 京都市社会福祉法人利用者負担軽減制度実施要綱に基づく助成金

介護サービスを利用している低所得者のうち，特に生計困難な者に対して行っ

た利用者負担軽減額の一部に対する助成金 61 万円の交付を受けた。

(カ) 京都市介護サービス山間地域提供協力金

山間地域に住所を有する要介護等被保険者に対し、居宅サービス等を提供したことによる協力金 9 万円の交付を受けた。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付額の決定

補助金条例によると、補助事業等の実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、京都市軽費老人ホーム利用料補助金について、実績報告書を課内で供覧するだけで、交付額の決定及びサービス協会への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

サービス協会は、平成 22 年度において、京都市本能特別養護老人ホーム、京都市本能老人デイサービスセンター、京都市本能地域包括支援センター、京都市修徳児童館等 14 施設の指定管理者となっている。

このうち、平成 17 年 8 月 7 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年 8 箇月間指定管理者となっている京都市本能特別養護老人ホームを監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市本能特別養護老人ホーム	京都市中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町 346 番地	施設の管理運営	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な状態にある高齢者等に対して、施設への入所により、日常生活の介護、健康管理等を行った。

b 要支援又は要介護状態にある高齢者等に対して、施設への短期入所により、日常生活の介護、機能訓練等を行った。

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特別養護老人ホーム利用者 延べ人数	30,892	30,955	31,714	31,524	31,568
短期入所生活介護利用者 延べ人数	4,203	4,579	4,661	4,617	4,852

特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の利用者は、増加傾向にある。

(ウ) 収支の状況

平成22年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
介護保険収入	326,664	人件費	322,600
利用料収入	163,419	事業費	61,316
補助金収入	9,034	委託費	45,784
寄付金収入	596	小額修繕費	1,606
その他	11,572	その他	82,569
合 計	511,287	合 計	513,877

収支差額 △2,589 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 事業報告書の提出

指定管理者指定手続条例によると、事業報告書の提出は毎年度終了後 60 日以内にならなければならないとされているが、この期限内に提出していなか

った。

指定管理者指定手続条例に従い，期限内に提出するよう，サービス協会に対して指導し，改められたい。

b 所管課関係

(a) 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用については，京都市公有財産規則に基づき事務処理を行うこととされているが，所定の手続を取ることなく施設を目的外に使用しているものがあつた。

行政財産の目的外使用の許可手続を適正に行うよう改められたい。

13 社団法人京都市老人クラブ連合会（現 一般社団法人京都市老人クラブ連合会）

(1) 団体の概要(平成 23 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 佛円 清	設立年月日	昭和 51 年 4 月 21 日
事務所所在地	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	老人クラブの普及発展をはかるとともに、広く老人福祉の向上に資することを目的として、次の事業を行う。 ア 老人クラブ活動の振興を目的とする事業の連絡、調整および企画 イ 老人クラブ活動の振興を目的とする事業の実施および広報 ウ 老人福祉の推進を目的とする事業の研究、連絡、調整および事業の実施 エ 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所 管 課
(ア) 京都市老人クラブ連合会運営補助金	6,820	社団法人京都市老人クラブ連合会の運営	社団法人京都市老人クラブ連合会の運営	事業に対して要した費用を限度とし、クラブ数×補助単価で算出される額	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課
(イ) 京都市高齢者地域福祉推進補助金	11,852	明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するため	老人クラブ等の活動推進事業、健康づくり事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化・活動支援事業	事業に対して要した費用を限度とし、市長が定める額	
合 計	18,672				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

a 京都市老人クラブ連合会運営補助金

社団法人京都市老人クラブ連合会(以下「市老連」という。)の運営を行った。

老人クラブ数及び会員数

(単位：クラブ、人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
クラブ数	1,182	1,157	1,147	1,131	1,125
会員数	66,775	65,093	64,301	62,812	61,537

b 京都市高齢者地域福祉推進補助金

(a) 老人クラブ等の活動推進（活動推進員設置）事業

老人クラブにおける事業の企画や実施を推進するため、活動推進員を設置し、各種高齢者福祉活動を行った。

(b) 健康づくり（介護予防）事業

高齢者が元気に生活できるよう健康づくりを目指して、料理講習会や各種の体育大会を実施した。

(c) 地域支え合い（高齢者相互支援活動）事業

地域で主に一人で生活している高齢者の家庭訪問、子ども見守りパトロール活動、美化活動など地域における奉仕活動等を行った。

(d) 若手高齢者組織化・活動支援事業

高齢者のうち、若手のリーダーの養成と活用、会員の加入促進活動など組織強化に向けた活動を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	18,672	事業費	16,001
受取会費	7,129	管理費	16,693
受取民間助成金	60	その他	229
京都市受託収益	3,378	小 計	32,924
受取負担金	525	次年度繰越金	3,768
雑収入	1,471		
前年度繰越金	5,455		
合 計	36,693	合 計	36,693

注 この表は、市老連の一般会計の収支状況を表している。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 補助金の実績報告

京都市高齢者地域福祉推進補助金を、市老連から行政区老人クラブ連合会への助成金として交付しているが、助成の要件及び手続等を規定した定めがなく、その結果、助成金による事業の実績が十分に確認されていないものがあった。

助成金交付要綱等を制定するとともに、適切に助成金による事業の実績を確認し、市老連から市長への実績報告書を適正に作成するよう、市老連に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 補助金の交付の決定

補助金の交付の決定については、補助金条例及び各補助金の交付要綱に従って行うものとされているが、補助金の申請書類として市老連における全体の事業計画及び収支予算書が添付されており、補助の対象となる事業の計画及び収支予算が明確となっていなかった。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(b) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業等の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により、実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、次のような事例があった。

- ・ 実績報告書について、市老連における全体の事業報告及び収支決算書が添付されており、補助の対象とした事業の実績及び収支決算を確認できなかった。
- ・ 実績報告書を課内で供覧するだけで、交付額の決定及び市老連への通知を行っていないかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

市老連は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市老人保養センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市老人保養センター	京都市伏見区石田西ノ 坪1番地の2	施設の管理運営	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 保養及び集会のための施設の提供
- b 教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与
- c 機能の減退を防止するための訓練の実施
- d 生活、健康等に関する相談
- e 施設、附属設備及び物品の保守及び安全等に係る業務
- f 公金収納受託事務に関すること
- g その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	60,196	61,304	60,488	59,793	56,686
1日平均利用者数	201	204	202	200	190

利用者数については減少傾向にある。

(ウ) 収支の状況

平成22年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	21,985	職員費	10,685
その他	3	事業費	2,045
		光熱水料費	8,657
		管理費	600
合 計	21,988	合 計	21,988

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 臨時休所日の申請

京都市老人保養センター条例によると、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て休所日を変更することができるが、承認を得ることなく臨時に休所していた日があった。

休所日の変更については、承認を得たうえで行うよう、市老連に対して指導し、改められたい。

(b) 公金収納に係る事務

京都市老人保養センターにおいては、利用者からの使用料を収納した日の収納機関の営業時間中に払い込んでいるが、その後に受領した収納金を翌営業日の収入として計上していた。

収納金について、適切な日付の収入とするよう、市老連に対して指導し、改められたい。

(4) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
京都市老人園芸ひろば管理運営	3,378	保健福祉局 長寿社会部
全国健康福祉祭参加者派遣等事業	9,492	長寿福祉課

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 委託契約の履行確認

京都市老人園芸ひろば管理運営委託契約書によると、事業終了後、速やかに事業報告書を提出するものとされているが、事業報告書の提出を受けていなかった。

事業報告書について、報告事項等を明確に定め、たうえで確実に提出を求め、委託業務が適正に履行されたことの確認を行われたい。

14 財団法人京都市景観・まちづくりセンター（現 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター）

(1) 団体の概要(平成23年3月31日現在)

代 表 者	理事長 三村浩史	設立年月日	平成9年10月1日
事務所所在地	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	市民と行政のパートナーシップによる地域づくりを目指し、市民、企業、行政の主体的な取組と協働を推進するための各種事業を行い、もって景観の保全・創造、質の高い住環境の形成など京都の都市特性の更なる伸長に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人京都市景観・まちづくりセンター(以下「景観・まちづくりセンター」という。)の基本財産は6,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管は、都市計画局都市企画部都市づくり推進課である。

イ 事業の状況

- (ア) 景観・まちづくりに関する啓発・情報提供事業
- (イ) 景観・まちづくりに関する相談事業
- (ウ) 景観・まちづくりに関する学習・研修事業
- (エ) 景観・まちづくりに関する活動支援事業
- (オ) 景観・まちづくりに関する交流促進事業
- (カ) 景観・まちづくりに関する研究・開発事業
- (キ) 京都市景観・まちづくりセンターの管理運営事業
- (ク) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	33,386	16,599	16,786
未収金	396	22,119	△ 21,723
前払金	50	50	—
流動資産合計	33,833	38,769	△ 4,936
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
長期預金	100	1,178	△ 1,078
投資有価証券	59,900	58,821	1,078
基本財産合計	60,000	60,000	—
(2) 特定資産			
事業積立資産	7,821	11,221	△ 3,400
減価償却引当資産	4,364	4,144	219
基金積立資産	102,091	117,751	△ 15,659
京町家プロジェクト資産	1,210	—	1,210
特定資産合計	115,487	133,117	△ 17,629
(3) その他固定資産			
什器備品	92	129	△ 37
ソフトウェア	222	404	△ 181
その他固定資産合計	314	533	△ 219
固定資産合計	175,802	193,651	△ 17,849
資産の部合計	209,635	232,420	△ 22,785
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,576	24,501	△ 11,924
前受会費	150	105	45
預り金	696	1,089	△ 392
流動負債合計	13,422	25,695	△ 12,272
2. 固定負債			
固定負債合計	—	—	—
負債の部合計	13,422	25,695	△ 12,272
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産			
長期預金 (引当預金)	100	1,178	△ 1,078
投資有価証券	59,900	58,821	1,078
基金積立資産			
長期預金	10,976	14,805	△ 3,828
投資有価証券	90,000	101,000	△ 11,000
指定正味財産合計	160,976	175,805	△ 14,828
(うち基本財産への充当額)	(60,000)	(60,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(100,976)	(115,805)	(△14,828)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	35,236	30,919	4,316
(うち特定資産への充当額)	(14,511)	(17,311)	(△2,800)
正味財産合計	196,212	206,724	△ 10,512
負債及び正味財産合計	209,635	232,420	△ 22,785

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,049	638	411
特定資産運用益	4	12	△ 7
受取会費	2,700	2,865	△ 165
基金収益	17,557	17,751	△ 194
事業収益	47,791	70,248	△ 22,457
受取補助金等	73,937	101,575	△ 27,638
受取寄付金	—	2,000	△ 2,000
雑収益	233	138	94
繰入額	—	1,739	△ 1,739
経常収益計	143,273	196,969	△ 53,695
(2) 経常費用			
事業費	89,286	147,085	△ 57,799
管理費	13,805	23,238	△ 9,432
基金事業費	19,305	17,759	1,545
京町家プロジェクト事業費	17,937	—	17,937
繰出額	—	1,739	△ 1,739
経常費用計	140,335	189,823	△ 49,487
当期経常増減額	2,938	7,146	△ 4,207
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	1,377	1,296	80
経常外収益計	1,377	1,296	80
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	—	178	△ 178
経常外費用計	—	178	△ 178
当期経常外増減額	1,377	1,118	259
当期一般正味財産増減額	4,316	8,265	△ 3,948
一般正味財産期首残高	30,919	22,654	8,265
一般正味財産期末残高	35,236	30,919	4,316
II 指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息	1,049	638	411
特定資産運用益	1,299	1,569	△ 270
受取寄付金	1,428	1,121	307
一般正味財産への振替額	18,606	18,389	217
当期指定正味財産増減額	△ 14,828	△ 15,060	231
指定正味財産期首残高	175,805	190,865	△ 15,060
指定正味財産期末残高	160,976	175,805	△ 14,828
III 正味財産期末残高	196,212	206,724	△ 10,512

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 資金運用の執行方針及び計画案

財団法人京都市景観・まちづくりセンター資金運用規程（以下「景観・まちづくりセンター資金運用規程」という。）によると、予算編成を審議する理事会において資金運用の執行方針及び計画案を審議し、議決することとされているが、これらを行っていなかった。また、理事長は少なくとも年2回理事会に対して資金運用の経過及び結果の報告を行うこととされているが、行った報告は年に1回であった。

景観・まちづくりセンター資金運用規程に従って適正に行うよう、景観・まちづくりセンターに対して指導し、改められたい。

(b) 売上金の管理

書籍販売等の売上金を管理する台帳はあるが適切に記帳しておらず、売上金と売上記録との照合を週1回担当者が行っていた。

売上状況を的確に把握できるよう台帳に記帳し、売上げのつど複数人で現金との照合を行うなど適正に現金を管理するよう、景観・まちづくりセンターに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与備品の管理

本市から景観・まちづくりセンターに対して、その運営に要する備品を貸与しているが、既に返納された備品を貸与契約書に記載していた。

備品の返納等、契約内容が変更された際は、貸与契約を改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
財団法人京都市景観・まちづくりセンター補助金	51,989	景観の保全・創造, 質の高い住環境の形成など京都の都市特性の更なる伸長に寄与すること	景観・まちづくりに関する事業及び景観・まちづくりセンターの管理運営に関する事業	予算の範囲内で, 左記の事業に要する経費のうち, 市長が必要かつ適当と認める額	都市計画局 都市企画部 都市づくり推進課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 財団法人京都市景観・まちづくりセンター補助金

a 事業の状況

景観・まちづくりに関する事業及び京都市景観・まちづくりセンターの管理運営に関する事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	51,989	人件費	43,991
		事業費	5,945
		財団管理運営費	2,052
合 計	51,989	合 計	51,989

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

景観・まちづくりセンターは, 平成21年4月1日から平成25年3月31日までの4年間, 京都市景観・まちづくりセンターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市景観・まちづくりセンター	京都市下京区西木屋町 通上ノロ上る梅湊町83 番地の1	施設の管理運営	都市計画局 都市企画部 都市づくり推進課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 景観・まちづくり活動のための施設の提供
- b 景観・まちづくり活動に関する相談
- c 景観・まちづくり活動に関する情報の収集及び提供
- d 景観・まちづくり活動に関する資料の展示
- e 景観・まちづくり活動に関する講座等の開催
- f 景観・まちづくり活動を行うもの相互の間の交流の促進
- g 京都市景観・まちづくりセンターの維持管理に係る業務
- h 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

- a 京都市景観・まちづくりセンター

(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
来館者数	81,722	77,807	79,796	83,201	85,990

来館者数は、平成 19 年度に一旦減少したが、平成 20 年度以降は増加傾向にある。

- b 景観・まちづくり大学

(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
定 員	1,285	1,140	1,020	1,045	810
受講者数	732	860	686	763	672

平成 22 年度はセミナーに代えて他の事業を実施したため、セミナーの定員が減少し、受講者数が前年度より減少した。

ウ 収支の状況

平成22年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	46,221	人件費	25,317
		委託費	9,596
		光熱水料費	2,851
		その他	4,700
合 計	46,221	合 計	42,466

収支差額 3,754千円

エ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 貸与備品の管理

本市から景観・まちづくりセンターに対して指定管理業務に要する備品を貸与しているが、備品台帳及び協定書に記載していない本市の備品があった。

定期的に備品台帳と備品との照合を行うなど、適正な備品管理に向けて、具体的に取り組まれない。

15 財団法人京都市防災協会

(1) 団体の概要(平成 23 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 川中長治	設立年月日	平成 6 年 10 月 1 日
事務所所在地	京都市南区西九条菅田町 7 番地 京都市市民防災センター内		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	防災思想及び防災知識の普及並びに防災に関する技能向上のための教育指導その他地域防災体制の確立に資する事業を推進し、もって地域社会の安全と福祉の増進に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人京都市防災協会(以下「防災協会」という。)の基本財産は 5,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、消防局安全救急部市民安全課である。

イ 事業の状況

- (ア) 防災思想の普及及び高揚に資する事業
- (イ) 事業所等に対する防災の教育指導に資する事業
- (ウ) 各種防災関係講習
- (エ) 防災に関する調査及び研究
- (オ) 防災設備等の普及指導
- (カ) 市民防災センターの管理運営の受託
- (キ) その他協会の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	200	200	—
預金	86,246	82,725	3,521
未収金	1,227	589	638
立替金	8	—	8
前払金	975	985	△ 10
流動資産合計	88,658	84,500	4,157
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000	50,000	—
基本財産合計	50,000	50,000	—
(2) 特定資産			
経営安定化基金	8,000	7,800	200
特定事業積立金	1,200	900	300
特定資産合計	9,200	8,700	500
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	—	—	—
固定資産合計	59,200	58,700	500
資産合計	147,858	143,200	4,657
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	33,485	39,886	△ 6,400
預り金	343	170	172
前受金	568	626	△ 57
仮受金	371	211	159
流動負債合計	34,769	40,894	△ 6,125
2. 固定負債			
固定負債合計	—	—	—
負債合計	34,769	40,894	△ 6,125
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	50,000	50,000	—
指定正味財産合計	50,000	50,000	—
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	63,089	52,305	10,783
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(9,200)	(8,700)	(500)
正味財産合計	113,089	102,305	10,783
負債及び正味財産合計	147,858	143,200	4,657

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	46	151	△ 104
特定資産運用益	4	14	△ 9
受取会費	1,200	1,200	—
事業収益	227,023	261,157	△ 34,134
雑収益	233	303	△ 69
経常収益計	228,508	262,826	△ 34,317
(2) 経常費用			
事業費	188,903	232,261	△ 43,358
管理費	28,821	10,981	17,839
経常費用計	217,724	243,243	△ 25,519
当期経常増減額	10,783	19,582	△ 8,798
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	10,783	19,582	△ 8,798
一般正味財産期首残高	52,305	32,723	19,582
一般正味財産期末残高	63,089	52,305	10,783
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	—	—	—
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	—
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	—
III 正味財産期末残高	113,089	102,305	10,783

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 棚卸資産の計上

防災協会は市民向けに防災用品等を販売しており、期末において仕入原価で100万円以上の在庫が存在したが、購入時に費用として処理する方法をとっていたため、商品として評価されず簿外となっていた。

棚卸資産に係る会計処理を行うよう、防災協会に対して指導し、改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

防災協会は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市市民防災センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市市民防災センター	京都市南区西九条菅田町 7番地	施設の管理運営	消防局 安全救急部 市民安全課

イ 管理の状況

(ア) 京都市市民防災センター

a 事業の状況

(a) 防災に関する資料及び装置の展示

(b) 防災に関する訓練及び指導

(c) 防災に関する情報の提供

(d) 災害対策用の資材、器材及び物資の備蓄

(e) 京都市市民防災センターの施設、附属設備その他の物品の維持管理に係る

業務

(f) 京都市市民防災センターの利用に関する業務

(g) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
来館者数	109,628	104,544	103,251	96,089	95,852

平成 22 年度は、前年度に比べ 237 人 (0.2 パーセント) の減少となった。

c 収支の状況

平成 22 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	141,764	人件費	32,403
		事業費	75,488
		維持補修費	16,750
		光熱水費等	10,889
		その他運営費	5,171
合 計	141,764	合 計	140,703

収支差額 1,060 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(監査事務局)